

## 平成21年度第1回青森県地方独立行政法人評価委員会 議事概要

開催日時	平成21年4月17日(金) 13時30分～15時30分
開催場所	青森県庁西棟8階中会議室
会議次第	1 開会 2 議事 (1)平成21年度審議スケジュールについて (2)地方独立行政法人青森県産業技術センターの業務方法書について (3)地方独立行政法人青森県産業技術センターの役員に対する報酬等の支給の基準について (4)公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する報酬等の支給の基準の変更について (5)公立大学法人青森県立保健大学の事業年度評価実施要領について 3 閉会
出席委員等	佐々木委員長、岩間委員、昆委員、黒澤委員、杉澤委員、久保専門委員、豊川専門委員、服部専門委員(8名)
県側出席者	石川行政経営推進室長、小笠原総括副参事ほか 農林水産部 鈴木農林水産政策課副参事ほか 健康福祉部 八島健康福祉政策課長ほか

### 議事要旨

#### 1 開会

司会：ただ今から、平成21年度第1回青森県地方独立行政法人評価委員会を開会いたします。

司会：本日の主な県側出席者を紹介します。

総務部 石川行政経営推進室長です。

同じく 小笠原総括副参事です。

健康福祉部 八島健康福祉政策課長です。

農林水産部 鈴木農林水産政策課副参事です。

司会：本委員会の開催には、条例の規定により、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上の出席が必要となります。本日は、委員及び試験研究関係の専門委員を合わせた9名のうち、8名のご出席をいただいておりますので、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの議事については、佐々木委員長にお願いいたします。

#### 2 議事

##### < 今後の審議スケジュールについて >

佐々木委員長：それでは、これから進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、最初の議題であります「今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

石川行政経営推進室長：年度が改まりまして、事務局もメンバーが新たになりましたが、当委員会につきましては、事務局一同、一生懸命に事務的なお手伝いをするについては昨年度と一緒

です。 よろしくお願ひします。

それでは、今後のスケジュールについて、資料1に基づきまして、ご説明いたします。

( 資料1に基づき説明 )

佐々木委員長：ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等があればどうぞ。特にないですか。

それでは、私から一つだけ質問させていただきたいのですが、法人のヒアリングを公開にするかどうかについてです。いろいろな考え方はあろうかと思いますが、この点について事務局ではどのようにお考えでしょうか。

石川行政経営推進室長：当委員会は、法律あるいは県の条例に基づいて設置されているものですが、その規定の中には会議自体を公開にするか非公開にするかは定められていません。当委員会も地方自治法というところの附属機関となっておりまして、この附属機関の通則的な扱いについて、県では、附属機関の管理に関する要綱という一般的な規定を設けております。実は、この中に会議の持ち方の規定がありまして、「附属機関の会議は、公正で、円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合、又は特定の者に利益又は不利益を与える場合、その他、公開することが不相当であると認められる場合を除き、これを公開するよう努めるものとする」という努力規定があります。それでは、本県の附属機関、さまざまある訳ですが、その実態はどうなっているのかということをご紹介いたしますと、附属機関は全部で84機関ございまして、そのうち、37機関(44%)がプライバシー保護等のため、会議を非公開としております。それから、近県の地方独立行政法人評価委員会の状況をご紹介いたしますと、岩手県は県立大学と工業技術センター、秋田県は国際教養大学と県立大学、をそれぞれ所管している委員会がありますが、こちらは法人ヒアリングを非公開、という扱いとしております。いずれにしましても、委員長からお話のありました法人ヒアリングを公開にするか非公開にするかということについては、委員会で決定していただく、ということになります。以上です。

佐々木委員長：ありがとうございました。

この委員会で、公開・非公開の是非を審議して決めなければなりません、ご意見いかがでしょうか。

業務の実績評価を的確に行うためには、ヒアリングを行うことは欠かせないことだと思いますが、内容によっては法人の運営に差し障りが出るものとか、あるいは個人情報に関わるものもありますので、それをどう考えるかですね。公開とした場合、今言ったようなことを懸念して発言が消極的になるとか、あるいは控えめな答えになるとかということも考えられると思います。その辺をどう考えるか、ご意見をいただきたいと思ひます。

特にございませんでしょうか。今までのご経験から、どういうことになるかお考えになればよろしいかと思ひます。

特にご意見がないようでしたら、私の方からお諮りしたいと思ひます。ヒアリングの対象として、それぞれの法人の財務諸表とか、業務実績報告書の内容に詳しく立ち入ることがございまして、公開されることでその法人の事業内容、あるいはその事業活動に大きな不利益が生じるおそれがないわけではないというのが1点と、もう1つは、委員の皆様から率直なご意見・評価をいただきたいと考えているので、法人のヒアリングについては非公開で行ってはどうか、と考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特に反対がなければそのようにさせていただきたいと思いますが、はい、ありがとうございます。それでは、法人ヒアリングは非公開で行うということに決定させていただきます。

< 地方独立行政法人青森県産業技術センターの業務方法書について >

佐々木委員長：それでは次の議題に移りたいと思います。議事次第の2番目、地方独立行政法人産業技術センターの業務方法書について、これも県の方からご説明をお願いします。

鈴木農林水産政策課副参事：産業技術センターの業務方法書について、資料2及び資料3に基づきまして、ご説明いたします。

( 資料2、3に基づき説明 )

佐々木委員長：今のご報告について、ご意見・ご質問があれば、お願いします。

豊川専門委員：第6条にある「適時に試験、分析及び機械の貸付を行う」とは、どういうことが教えてください。

鈴木農林水産政策課副参事：試験、分析は適時に行う、という意味で、貸付については、機械の貸付、ということです。

豊川専門委員：はい、分かりました。

佐々木委員長：他はいかがでしょうか。はい、岩間委員。

岩間委員：ここに「業務方法書」という名称が出てきますが、他に県のこのような機関で「業務方法書」という言葉を使っていることがあるのでしょうか。

石川行政経営推進室長：「業務方法書」とは、地方独立行政法人法の第22条に出てくる言葉でありまして、この法律自体が地方独立行政法人を規定したものですので、県の他の機関、いわゆる行政の方では、あまり「業務方法書」という書類は一般的ではない、と理解しております。これに当たるものということになりますと、各課の事業の概要など、そういうものをそれぞれの部局でまとめているものもありますが、「業務方法書」という形でとりまとめた資料は、私の知るところでは、あまりないと理解しております。

岩間委員：法律的にちょっと分からないのですが、「業務」はいいんですが、「方法書」という言葉は、ちょっと地方独立行政法人の独特のものかも知れませんが、よその県でも使っているものなのでしょうか。「方法書」と書いていながら結局、1条、2条とか言っている。どうなんでしょう。

石川行政経営推進室長：これは法律で規定されている名称ですので、別の名称を使いますと、逆に法律で定めているものなのかどうか、というように混乱を生じますので、「方法書」という表現は、地方独立行政法人である限り使わざるを得ない。それからまた法律で書いてありますが、業務方法書に記載する事項は規則で定める、ということで、県の細則の方で定めることとして決まっていますので、なかなかこれ以外のスタイルというのは、考えにくいものでございます。県立保健大学についても、基本的には昨年4月にこのような「業務方法書」という形でご説明し、審議いただいたと記憶しております。

昆委員：地方独立行政法人に限らず、国の方の独立行政法人法通則とか、国立大学法人など、「業務方法書」という言葉を使ってこれを作るように、と法律で定められている。ですから、地方独

立行政法人だけの言葉ではない、ということになります。

佐々木委員長：はい。昆委員からご紹介がありましたが、我々一般の人にはなじみのない表現かも知れませんが、この点については良しとさせていただきたいと思います。

その他ご意見・ご質問があればお願いします。

豊川専門委員：第9条に「適正な料金を徴収する」とありますが、この「適正」とは、どこでどのように決めるのか、何らかの基準があるのだらうと思いますが、参考までに教えてほしい。

鈴木農林水産政策課副参事：実費を基に決定することになります。こういった手数料を踏まえながら、上限を定める形で6月議会に報告することになっておりますが、事務手続きとすれば、知事の専決で4月1日付けでスタートしている。従前の単価を見ながら手数料を定めた、ということです。基本的には実費をベースとしております。

佐々木委員長：よろしいですか。従来からの料金を踏まえているということなので。それ以上の説明はなかなかできないみたいなので、実費ということでご説明がありました。

他にありますか。

服部専門委員：産業技術センターの業務方法書について、いわゆる今まで築いてきた技術なりノウハウなりを、いろいろな形で普及させていこうというのは分かるのですが、例えば、試験調査研究を行うに当たって、自分のところで持っていないノウハウを活用する、具体的に言えば、水産で言えば、船を傭船して試験研究するというのもあると思うんですが、それはこのどこかに該当するかと考えてよろしいのでしょうか。

鈴木農林水産政策課副参事：必要に応じて、例えば今の船の傭船をして試験研究を補足するというのもあると思いますし、現に試験研究の分野でも、更に委託を受けたり、するというのも当然出てくるものと思っています。

服部専門委員：ということはそういうこともここで全部カバーできますよ、ということですね。

鈴木農林水産政策課副参事：はい、そうです。

佐々木委員長：よろしいですか。他にいかがですか。

杉澤委員：技術支援とか、依頼試験及び機械の貸付けといった広報活動はどうなっているのでしょうか。こういうことをやっていますよ、どうぞ、といったような。県民や企業、あるいは生産者、水産者など、そういう方たちに対しての広報活動はどのように行っているのでしょうか。

鈴木農林水産政策課副参事：基本的に法人の方で進めていく事項とは思っていますが、更に今までとの違いということでは、今回の独法化の一つのメリットとしてそのようなPR活動も機動的に進めていける部分もあると思っているので、委員からご指摘のあったようなことを更に踏み込んで、現状でもホームページでPRしたり、これまでも各農業者、漁業者に対しては、十分にPRの機会を設けてやっているが、更に進めていきたいと考えています。

佐々木委員長：よろしいですか。ありがとうございました。他にいかがですか。

岩間委員：その他のところの、「この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める」となっていますが、定めた場合は何という名目で定まるのでしょうか。

鈴木農林水産政策課副参事：各種規程で定めることとなります。個別の業務についての規程の形で項目毎に定めていくこととなります。例えば、共同研究についての規程ですとか、試験研究についての規程、機械貸付に関する規程ですとか、個別に規程を設けていきます。

岩間委員：もう決まっているんですか。これから決めるんですか。

鈴木農林水産政策課副参事：4月1日にもう既にスタートしていますので、その時点でスタートできるように既に決定しております。更に必要が生じてくれば、別途定めることとなりますけれど、4月1日から業務を行うにあたって必要な規程は既に整備済みです。

佐々木委員長：将来的に新たな規程の必要性が出てくれば、その時にまた定めることもある、ということですね。

鈴木農林水産政策課副参事：はい。

岩間委員：すみません、別に定めるのはいいんですけど、その他のただ定めるだけでいいんですか。

農林水産政策課鈴木副参事：業務方法書の中では別に定めるということですので、業務方法書で定めるのではなくて、別のやり方で定めると、その別は何かと言いますと、先ほど言いましたとおり共同研究の規程ですとか、受託研究の規程ですとかになります。

岩間委員：それはここにはないのですね。

鈴木農林水産政策課副参事：はい。

佐々木委員長：他にいかがでしょうか。私も法律の専門でも何でもありませんけれど、通常、基本的なことは定めて、具体的には下位のいろんな規程や規則でいくことが一般的ですので、基本さえここで謳っていればいいのか、という気がします。

他にいかがでしょうか。特にご質問、ご意見はないようですので、本日提案されました地方独立行政法人青森県産業技術センターの業務方法書については、原案を妥当と認める、ということによろしいでしょうか。はい、それでは、原案妥当ということにさせていただきます。ありがとうございました。

- < 地方独立行政法人青森県産業技術センターの役員に対する報酬等の支給の基準について >
- < 公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する報酬等の支給の基準の変更について >

佐々木委員長：それでは次の議題に移りたいと思います。「地方独立行政法人青森県産業技術センターの役員に対する報酬等の支給の基準について」及び、「公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する報酬等の支給の基準の変更について」の2点について、一括してご審議いただきたいと思いますので、まず、県側からご説明をお願いします。

鈴木農林水産政策課副参事：産業技術センターに係る分からご説明いたします。資料4が説明の概要版、資料5が規程そのものとなります。

( 資料4、5に基づき説明 )

八島健康福祉政策課長：資料6になります。公立大学法人青森県立保健大学の役員の報酬等の支給基準の変更についてご説明申し上げます。

( 資料6に基づき説明 )

佐々木委員長：ありがとうございました。ご質問、ご意見いただければと思います。

服部専門委員：産業技術センターの役員の報酬ということで、骨格は良く分かるんですけども、例えば、理事長の月額報酬というのを定めるとして、1号から11号まで金額が入っております

よね。この金額の算出の根拠、どうしてこういった金額になったのか。要するに、県全体のどの辺にあてはめてこのように考えてますよ、というのがあればご説明いただきたい。

鈴木農林水産政策課副参事：具体的には、県の部長級の給料表相当の金額ということで設定しました。他に既にございます工業系の地方独立行政法人の例を見ましたけれど、それよりは低い金額になっております。

豊川専門委員：保健大学と産業技術センターの理事長の差はどこから出てきたのか。それから、定年退職者等が理事長に就任した場合の報酬 434,000 円の根拠はどこなんでしょうか。おそらく全国的に決まっているのではないかという気もするんですけど、どうなんでしょう。

農林水産政策課鈴木副参事：まず、産業技術センターと保健大学との乖離につきましてはいろいろなご意見もあるかと思いますが、我々の方とすれば、部長級の事務方の給料を参考にした、ということ。また、なぜ理事長職でも県を定年退職した場合は 599,000 円ではなくて 434,000 円なのかということにつきましては、県の部長級にある者が県の公社等に再就職した場合の報酬がこのようになっており、それに合わせた、ということです。

豊川専門委員：全国的なことかも知れませんが、だけれども理事長とかは閑職ではないと思うんですよね。ですから、これ以上くれないというのは何か、義務は求めながらきちんと手当しないというのは、私は何か間違っていると思いますけどね。月給もらってますからあとは何もあげませんよ、というのは。それでも、就職を希望する人がありますからいいんですけどね。働く者にはきちんと報酬するのが基本的なことだと私は思います。保健大学と産業技術センターとの差というのは何なんだろうかと私は思うんですよ。何か差があるんですか、仕事の面で。

八島健康福祉政策課長：産業技術センターの額についてどうのと言うことを私は申し上げる立場にないのですが、同じ地方独立行政法人といっても、やはりその機関ごとに置かれている状況、役割というのは違うと思うんですけど、少なくとも、昨年、保健大学が法人化した際には、理事長報酬につきましては、先ほども言いましたけれども他県の先行事例や、理事長としての適正な業務量に見合った水準ということで決定されたところであります。

昆委員：おそらく保健大学の方は、国の大学などもそうですが、法人化した時にいわゆる指定職給与をベースにして給与体系を組んでいると思うんですよ。ですから、このように非常に大ざっぱな段階になっている訳ですよね。それは法人化したんですから、大学が自由に給与を設定して良いのですが、まだまだそこまで行っていないので、公務員の時の指定職の給与体系をそのまま移行している。そうしますと、大学の規模などからして、おそらく保健大学と同レベルの大学とか、あるいはそういうところをチェックしていくとこういう範囲に収まるだろうと、そういう範囲なので、全国的な大学の給与表からいくとこれは妥当な線なんですね。

それで、私がちょっと心配なのは、保健大学は単純明快なのですが、産業技術センターの場合は、前に伺った時は公務員の身分のまま法人に派遣される方と、非公務員になる方が若干おられるとお聞きしたんですけど、そうすると、法人の給与だけ高くすると県派遣職員との関係でおかしな場合にもなってしまうので、おそらくそれをもってこの部長職の給与を持ってきたのだろうと。ですから、将来的にそれがすべて非公務員の地方独立行政法人になった場合には自由に給与表を設定していけるんだろうと、そういうふう思うんですけど。

それでもう一つ、退職手当を支給しない場合にしても、例えば、県の要請に応じ県を退職後、引き続き常勤の役員に就任した者が県に復帰しないで退職した場合は、県職員としての在職期間を通算し、法人が退職金を支給することになっている訳ですが、それもおそらく法人の金で支払

うのではなくて、交付金として県に要求して、今年度これだけの人が退職しますので、全職員の退職金として要求し、認められる、と言うより認めるんですよ。承継してますから。だからそういう格好でやるので、独法化したとはいっても相当公務員レベルに縛られていると、給与やなんかには、そういうふうに解した方が妥当だと、そういうご説明ですよ。

鈴木農林水産政策課副参事：はい、今おっしゃられたとおりです。

昆委員：それから、非公務員型の人でも何人かおられるのですか。非公務員型の人がいる時には、給与とかいろいろな面で役員には適用しないのですが、就業規則などは必要になって、その中での給与規程などの整備がきちんとなされないとおかしい訳ですけど、そうすると、県の方の給与が2本立てになってしまうので、そこは整合性を取らないといけません。

それから、役員の人たちも公務員の職分を持って役員になっているとすると、通常、役員の人たちだと、普通は給与は全部でいくらと、残業や休日出勤はどうのというのは全くなくて、勤務時間の管理なども外れる訳ですよ。その辺のところは規則上、大丈夫なのでしょう。公務員型でなければ全部、就業規則の方で一般職員は管理し、役員の方はもうフリーに、というふうに全部済んでしまうのですが、そこが混じっていると、整合性を取るところを注意しないといけない部分があると思います。

鈴木農林水産政策課副参事：まず、理事長は、例えば県でいいますと二役みたいな、会社の社長みたいな形になりますから、そういう就業規則に縛られない形での勤務となりますが、常勤の役員については当面いるわけでして、実は県職員から連れて行った者なのですが、まだ任期を残して退職していった者もありまして、そういった者については職員としての給与が支給されますので、就業規則は職員に準じるような形になります。

あと、委員からご指摘のあった各就業規則等との齟齬を来さないような形で各種規程は整備していきたいと思います。

豊川専門委員：実は産業技術センターについては理事長を公募してまして、新聞に大きく出ました。ですから、おそらく外から来ることもあったんだろうと思います。ですから、この給料表だけだと、何かそういうことを念頭から外していると言うか、まあ、でも応募した場合は外れるかも知れませんが、あまりにこうパッと出ているものですから、何か最初からそういうことだったのかなというイメージもあるので、そうでないようなことを配慮した方が良いのではないかと思います。別に保健大学だろうと産業技術センターであろうと、それなりの役割とか業績がある人がいっぱいいる訳ですので、そういうこともちょっと含めておいた方が良いのではないかな、という気がしました。

鈴木農林水産政策課副参事：センターの方にも、そのような意見があったということを伝え、それを踏まえて検討したいと思います。

佐々木委員長：はい、それでは検討事項ということで。他にございますか。

服部専門委員：それでいいんですよ、と言われるかも知れませんが、産業技術センターの理事長の月額報酬が表になってますが、これは、理事会の審議を経て理事長が決定する、とある。これは、自分の給料を自分が決めるということになると思いますが、これはちょっとどうなのかな、と思いますが。

それと、もう1点の疑問は、保健大学と比較してはいけないのかも知れませんが、片方は5%

減となっていますね。だけど産業技術センターの方はその文言はありませんね。

鈴木農林水産政策課副参事：ご説明させていただいた中で、資料5の附則で、21年4月1日から24年3月31日まで5%減額する、としております。

また、理事長の報酬月額は、就任する者の経歴等を勘案し、理事会の審議を経て理事長が決定することとしております。

岩間委員：一番高いところに合わせるのではないのですか。

鈴木農林水産政策課副参事：理事会での意見を踏まえての決定となりますし、こういった形で委員会にお諮りしていることとしております。

佐々木委員長：私の方から一つ質問があるのですが、県を定年退職又は勤奨退職した者が引き続き常勤の役員に就任した場合、役員手当は支給しないとありますが、その他の手当はどうなるのですか。

鈴木農林水産政策課副参事：その他、例えば、報酬、通勤手当、寒冷地手当、期末・勤勉手当については職員に準じた形で支給になりますので、退職者に出ないのは役員手当だけ、ということになります。

佐々木委員長：定年退職した方は、職員としての給与が支給される、ということですか。

鈴木農林水産政策課副参事：はい、そうです。ただし、役員手当については支給しない、ということとです。

佐々木委員長：ちょっと分かりにくいですね。

豊川専門委員：たくさんお金は出ません、ということですね。

岩間委員：非常勤は日額30,000円ですが、例えば、1日でも午後からの会議でも30,000円ということですか。私も県の他の委員をやってますけど、日額30,000円というのはあまりないんですね。

鈴木農林水産政策課副参事：今回の規程では日額の規定しかありませんので、日額で、ということになります。県の他の機関でも謝金では時間単位ですとか半日、1日などいろんな規定がありますが、こちらについては日額で設定しております。

この場合、非常勤の役員と申しますのは、先ほども申し上げましたとおり、会計監事でありその責めを負う立場にあるので、それも踏まえてのものかと思えます。

佐々木委員長：役員だから、勤務時間に縛られないということ、あるいはずっと責任を負っている、ということなんですね。

杉澤委員：寒冷地手当というのは今回初めて知ったのですが、勤勉手当も公務員にあるのでしょうか。理事長とか、職員を兼務している役員はどうなるんでしょう。理事長、役員が勤勉手当というのは、一般の民間企業にしてみると、とても考えられないことなんですが、これは国家公務員法によるものなのでしょうか。

昆委員：期末手当と勤勉手当を合わせて、いわゆるボーナスとして支給されている。

杉澤委員：そういうことなんですか、分かりました。

佐々木委員長：他にどうでしょうか。

黒澤委員：理事長報酬の決め方に関して、理事会に職員を兼務しない役員の方は、いるのでしょうか。要は、いないとすれば、職務上の指揮者と被指揮者で行っている役員会とは、一体どのような意味合いが、対外部との関係で意味があるのかな、と。感覚的で申し訳ないのですが。

昆委員：外部から役員を雇っていると、その分の給料を負担しなければならないから、今までのセンター長とかそういう人たちをそのまま役員にした、という話でしたよね。そうすると、月額30,000円で済んでしまいますから、結局は内部の事情。

黒澤委員：会社組織であれば、そういった利益相反の場合は、監事が入ったりして牽制を働かせているのが普通だと思うのですが、この場合も監事に入ってもらうとか。

鈴木農林水産政策課副参事：繰り返しになりますが、常勤の役員は全て職員も兼務している訳でして、理事長1人が職員を兼務していない役員になる訳です。今お話のあった利益が相反する場合の取扱いということですが、本県の場合も非常勤の役員である監事も、理事会に入ることになっておりますので、黒澤委員がご懸念されているようなことも踏まえて、必要に応じて、監事も入る、ということになると思います。

佐々木委員長：よろしいですか、今のご説明。

黒澤委員：はい、運用として、きちんと確保していただければよろしいと思います。

岩間委員：現実問題として、よそから人を招いたとして日額はちょっと安すぎるのでは。

佐々木委員長：いかがでしょうか。県職員に人材がいないわけではないと思いますが、外からスカウトしてきた者と、実績が上がるということになりますと、岩間委員がおっしゃるとおり、県の基準で報酬を決めるのではなくて、世間相場と言いますか、そういうものを入れていかないと、人は来ないだろう、という感想だと思います。

鈴木農林水産政策課副参事：なにぶん、4月に組織が立ち上がったところであり、実際のところでは先ほど昆委員からお話のありましたような事情もあるのだらうと思いますが、委員の皆様のご指摘については今後検討していくべき課題だと認識しております。

佐々木委員長：他にいかがでしょうか。

岩間委員：ちょっと余分なんですけど、理事長を公募したとき、全体の応募者の状況はどういったものだったのでしょうか。

鈴木農林水産政策課副参事：7名の方が応募されて、県外からの応募は2名でした。

昆委員：理事長を決めるときは大学でも問題になった話ですが、要は、いい人材を入れたいと思うと、高い給与を出して集めればいいんだ、だから法人化することに意味があるんだ、という話によくあります。それはまさに正論だと思うんですが、ただし、いきなり高い給与表を出すと世間から批判があって、法人化して焼け太りしたんじゃないかとか、大学でも自分達で勝手に給与を上げて役員も何人も作って給料の高い人達をたくさん作ったんじゃないかとか、その辺はすごく難しいので、やはりこのセンターが今後業務を行って行って、誰が見ても法人化したがために業績が上がっているという段階になったら、この給料を引上げる形にした方が、大方の世間の理解を得られるのではないかと思います。それから、保健大学の方も、法人化して役員たくさん作って給料も高い人を作ったというのを避けるために、どちらかと言うと学長以外は学部長などを役員にして出発した、という経緯がありますよね。ここがちょっと難しい。本当は、いい理事長、有能な理事長を全国から募集して、となると、確かにこの給料では、ちょっと世間からいって低すぎるというのは、そのとおりだと思うんですが、ですから、実績が上がったら給与も上げると

いうことを、県の方でも是非検討していただければ、と思います。頑張らせて成果が上がっても給料は同じだというのであれば、なかなかモチベーションが上がらないと思いますので、成果が上がったら、是非考えてもらいたい。

佐々木委員長：ほかにいかがでしょう。

豊川専門委員：新聞では、理事長の月給は部長級だと書いてましたよね。最初からこうだったんですよね。

佐々木委員長：将来的に実績を上げるよう頑張ってもらって、そうなった段階でまた給与水準を見直すべきだ、という意見を付け加えることにさせていただきたいと思いますが、ほかにいかがでしょう。

いろいろご意見をいただきましたが、現在の役員報酬等の支給基準については、現状から言うことやむを得ない水準であろう、ということで、県の案を妥当なものとしたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、ではそのようにさせていただきます。

では、前半の産業技術センターについてはここで終わりにして、5分間の休憩を挟んで再開します。産業技術センターに関係してご出席いただいた専門委員のお二方はご苦労様でした。

< 公立大学法人青森県立保健大学の事業年度評価実施要領について >

佐々木委員長：それでは5番目の議題に入ります。公立大学法人青森県立保健大学の事業年度評価実施要領についてです。評価に関する事項については、この委員会が主体的に検討して定めることになっているので、これまで事務局から素案が各委員に送られていると思いますが、各委員からは特段ご意見等がなかったとのことなので、お送りした資料を本日、そのまま「案」として用意していただいております。これについて事務局からご説明をお願いします。

石川行政経営推進室長：それでは資料7を中心に、資料8で補足しながらご説明します。

( 資料7、8に基づき説明 )

佐々木委員長：ありがとうございました。今のご説明に対し、何かご質問等ありますでしょうか。

久保専門委員：仕組みについては大変分かりやすく説明していただきまして、良く分かりました。

あと、進捗状況ということで、昨年、何年度には何をやるなどの予定を出しておりますが、社会情勢などで変更が(早まったり、遅れたり)あった場合については、それは評価対象として進捗状況が遅れているとするのか、明確な理由があれば、それで良いとするのか、その辺はいかがなものでしょうか。

石川行政経営推進室長：全てについて検討した訳ではないのですが、まさにそのような客観的な情勢で、どうしても法人の責めに帰すべきでない事由で達成できないようなものが場合によってはあります。そうになってしまうと客観的に達成できていない訳ですから、例えばBが付くことは仕方がないのかな、と思います。ですから、まず委員の皆様をお願いしたいのは、まずそういうものはヒアリングを通じて、本当に社会経済情勢の変化でできなかったのか、あるいは、大学の努力がちょっと足りなくてできなかったのか、というのを検証していただく、というのがまず一つ大事なことだと思います。それで、真にどうしても達成できないとなれば、客観的な評価はBというのものもあるでしょうけれども、先ほど目安で見ていただいたとおり、それは事情があるのだから、例えば9割いかななくても、もう少し良い点数をあげようか、というところは委員の皆様

ご審議に委ねられるものと思います。まだ具体的なものが出てきていませんので一般的な話になってしまいますが、一応、そのような流れになるだろうと事務局では考えております。

久保専門委員：はい、分かりました。

佐々木委員長：他にいかがでしょうか。

黒澤委員：評価の目安ですが、基本的には10割、9割以上、9割未満という3区分、要は4から2をベースにして、割合としては、達していてもいなくても、上げたり下げたりというのはありますよ、ということなのですが、例えば、9割に満たないものでもすんなりAの付いている部分で、非常に進捗していれば、「4」にすることも有りということなんでしょうか。2つを飛び越えていくこともあると理解していいのでしょうか。

石川行政経営推進室長：これも具体的なものがないとなかなか言いづらいのですが、やはりそこは相対的に見て、確かに目安でいけば達しないけれど、目標のウェイトといいましょうか、非常に細かいものをいっぱいクリアして9割以上になったものを良しとするのか、少し難しい目標を立ててBのところまで行った、そういうものをどう評価するのかというのは、個別具体の目標を見ないとなかなか言えないと思います。ただし、そうは言っても基準がないと発射台が良く分からない、ということでオール9割以上というものをやって、最終的には、評価が県民の皆様あるいは議会にも報告されることを踏まえ、委員の皆様が、十分議論して、9割に満たなくてBなんだけれども、検討・評価した結果、Aに匹敵するだろう、要は説明が成り立つと判断されるのであれば、委員会として、正々堂々と「4」を付ければよろしいと思います。あくまで委員の皆様の見方と言いますか、そういうことになるかと思えます。一方では、原則にしたがっていくべきだとの意見もあろうかと思えます。そこは評価する際に常につきまとう問題ではあります。

黒澤委員：S、A、Bなど大学側が自己評価した割合に対し、10割、9割、9割未満など、そこについて我々が意見を申してはいけないのでしょうか。評価の査定をしないのを前提に、9割以上とはなっているけれども、本当にこれは9割か、という疑問を呈することができることになっている訳ですが、それは割合に対してだけであって、それぞれの評価に関しては、大学が評価したものを受け入れる、というふうに読めるんですが。

石川行政経営推進室長：そこはちょっと違います。委員会で小項目別に、例えば大学ではSと書いてきたけれども委員会とすればAですよとか、大学ではBと付けてきたがこれはAですよとか、そういう小項目別の評価をするとそのような疑問は解消されるものと思います。大学がこう評価するが委員会とすればこう評価する、という具合にすれば理路整然と分かります。ただ、それをやると、小項目数が127ありますので、委員の皆様一人一人に付けていただく作業が非常に膨大になることから、最終的には項目別あるいは全体の評価というところがよろしいのかな、というふうに考えております。ただし、評価書に記述する欄がありまして、明らかにSはおかしい、というところがあれば、その旨記述することはやぶさかではないと考えておりますので、実績報告書どおりにやらなくてはならない、ということではないし、やはり、評価委員会は、それをチェックするのが使命だと思いますので、自己評価がおかしければ、おかしい、あるいは目標の立て方が甘いのでSが付くのであれば、目標の立て方はこれでいいのだろうか、という意見を付して評価をすることもあると考えます。

昆委員：結局、問題なのは、保健大学が自己評価でもってSを記入する場合には、そのきちんとした根拠を明確に書く、ということなんですね。ですから、その根拠が明確でなければ、我々はそ

れを一切信用しなくてよしいと。あるいは本当かどうか確かめたいというのであれば、それをヒアリングの時に確認すると。ですから、あくまで根拠資料がきちんとしていないものは評価の対象としない。ですから、保健大学でもそのところを明確に意識して資料なり根拠なりをきちんと出してくれれば、評価する方も迷わずに明快にやれる。ですから、そこをお願いしておけばよしいのではないか。

佐々木委員長：はい、黒澤委員もよろしいでしょうか、今の考え方で。

黒澤委員：はい。

昆委員：結局、一番いい方法というのは、実績を数値化したものがあると非常にやりやすいのですが。

石川行政経営推進室長：数値目標は、達成したかしていないか分かりやすいのですが、やはり、参考資料の4を見ても、なかなか数値化しづらいものもある。例えば、3年間の目標の中の初年度目となると、なかなか数値化は難しいものと思います。そこはやはりヒアリングを通じるなり、あるいは、どこまでできるか分からないですが、できるだけ詳しく書くことによって評価できるようになると考えております。

佐々木委員長：確認ですが、この評価は毎年行うんですね。その積み重ねで評価が見えてくるものもあるのではないかと思います。はい、久保委員。

久保専門委員：評価のイメージですが、そうすると保健大学から自己評価が出てきて、例えば具体的な数字やこういった行事があったとか、というのがあって、かつ、説明をしてもらって、私たちが聞きながら付けていく、というイメージですか。

昆委員：ヒアリングの時は我々がどうしてもここを聞きたいとか、そういったところ。あとはもう書面で審査が可能なのはそうする、ということ。

久保専門委員：実際に、第三者評価を受けたときは、1日半くらい、やっぱり学校の中も見て行いました。だから、ある程度書面で見て、ヒアリングというのはそんなに時間はかからない、ということですよ。

昆委員：保健大学できちんと書いてきてくれれば。しかし曖昧な点が多ければ、事実確認しなければならぬから、ちょっと時間がかかるかも知れない。

石川行政経営推進室長：流れでいきますと、法人担当課を経由して、まず、委員の皆様には資料を送りすることから始めたいと思っています。そうすると、書類を見て、どうも変だ、何だこれ、といった部分をピックアップしてもらって作業をまずはお願いすることになると思います。あるいは財務の方であれば、利益が上がっているがどうなんだとか。それを基に次の委員会でヒアリングがありますので、それぞれ説明が不十分であったり、疑問に思っていたり、あるいはご意見があったらその場でということがあるかも知れませんが、そういった形でヒアリングをする。そうしますと、各委員の方で評価ができる状態になるので、それを基にトータルとしての評価を付けていく、といった流れになるのかなと思います。

久保専門委員：この評価結果は、ヒアリングは非公開ということで、公開する場合には、どこが公開されるのか。細部にわたるのか。

石川行政経営推進室長：当委員会として作る最終的な実績評価書が公開になります。

久保専門委員：はい、分かりました。

昆委員：やむを得ない事情、例えば天災だとかがあった場合は、実績もそうですが、中期目標の書

き替えもやってもらわなければならないことにもなる。ですから、こういった場合は中期目標の書き替えを認めるといった形で対応するのが自然ですね、おそらく。例えば、大地震にあったとか、そういったことが起こった場合。あとの場合は、会計的にも目標を達成できなかったとしてもそれはしょうがない。

佐々木委員長：はい。他はいかがでしょうか。実際に評価しないと分からないところもあるかと思いますが、特段、異論や大きな修正を必要とするご意見も出なかったと思いますので、この原案を委員会として決定してよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そのように決定させていただきます。

それでは、本日の議題は全て終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

### 3 閉会

司会：ありがとうございました。これを持ちまして平成21年度第1回青森県地方独立行政法人評価委員会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。